



2024年JAF中国ジムカーナ選手権
2024年JMRC中国ジムカーナチャンピオンシリーズ
2024年JMRC全国オールスター選抜
2024年JMRC中国フレッシュマンシリーズ

統一規則

JAF中国地域クラブ協議会（JMRC中国）
ジムカーナ部会

2024年JAF中国ジムカーナ選手権 2024年JMRC中国ジムカーナチャンピオンシリーズ
2024年JMRC全国オールスター選抜 2024年JMRC中国フレッシュマンシリーズ

統一規則

○競技会開催日程

	開催日	オーガナイザー	開催場所
第1戦	3月24日	SLT CLUB (SLT.C)	スポーツランドTAMADA
第2戦	4月14日	チームフルハウス (FULLHOUSE)	TSタカタサーキット
第3戦	5月19日	チームオレンジオブ岡山 (ORANGE)	備北サーキット Aコース
第4戦	6月9日	コルトモータースポーツクラブ島根 (CMSC 島根)	備北サーキット Bコース
第5戦	7月7日	ヒノデクラブ (HINODEC)	TSタカタサーキット
第6戦	9月15日	スピリットオブマツダ (SPIRT)	スポーツランドTAMADA

○オーガナイザー事務局

第1戦	〒731-0202 広島市安佐北区大林町2137-2 スポーツランドTAMADA内	橋本拓弥	TEL 082-818-7198 FAX 082-818-3949
第2戦	〒731-0121 広島市安佐南区中須1-2-5 自動車トーマス内	松村正吾	TEL 082-877-6773 FAX 082-877-6773
第3戦	〒700-0971 岡山市北区野田3-2-30 (株みずしまモータース内)	高橋伸治	TEL 086-241-0156 FAX 086-241-0159
第4戦	〒690-0017 島根県松江市西津田2-11-38 西日本三菱自動車販売株松江店	国谷益雄	TEL 0852-23-1511 FAX 0852-23-1441
第5戦	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀3-28-508	難波真	TEL 090-7139-0351
第6戦	〒731-3167 広島県広島市安佐南区大塚3丁目11-48-202	丸山晃助	TEL 090-9721-0303

○シリーズ事務局

JMRC 中国ジムカーナ部会長 難波真 TEL: 090-7139-0351
E-mail: jmrc.chugoku.gymkhana(at)gmail.com ※(at)を@に置き換えて下さい

○JMRC中国ジムカーナ部会役員

【部会長】難波 真 (HINODEC) 【副部会長】馬場 靖典 (DELBILLY) 【顧問】有田 光徳 (HINODEC) 【監事】 迫谷 政則 (Y.C)
【ジムカーナ部会選出JMRC中国運営委員】難波 真 (HINODEC)、馬場 靖典 (DELBILLY)、小田 雅史 (T4)

○得点基準

JAF中国ジムカーナ選手権 (当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第19条得点基準による)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

- ※ 選手権保持者の認定は当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第18条による。
- ※ 選手権の成立は当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第15条2. 2) により各部門各クラス3台以上の出走を以て成立する。

JMRC中国チャンピオンシリーズおよびフレッシュマンシリーズ

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

- ※ 得点は各大会の正式結果を基にJMRC中国加入クラブ所属員及びJMRC中国個人会員に与える。
- ※ クラス参加台数が1台であっても完走した場合には得点を与える。
- ※ 全戦数-1戦の有効得点によって順位を決定する。(全6戦の場合は有効5戦) ただし4戦以下の場合は全戦有効となる。
- ※ 同ポイントの場合の順位決定方法
 - 1) 有効戦の内、取得した順位の上位入賞回数が多い者をシリーズ上位とする。
 - 2) 有効戦上位入賞回数も同一の場合、全戦取得した順位の上位入賞回数が多い者をシリーズ上位とする。
 - 3) 1)・2)の結果でも同ポイントの場合は、より最終戦に近いポイントが上位の者をシリーズ上位とする。

○シリーズ表彰

JMRC 中国チャンピオンシリーズおよびフレッシュマンシリーズのシリーズ表彰は各クラス平均参加台数の2分の1以内とし、最大6位までを表彰する。(例: 平均参加台数が9.8台の場合は4位を表彰) 但し、平均参加台数の2分の1が3台未満の場合でも3位まで表彰する。

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。

○競技会の定義および組織

本競技会「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、本選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

○競技会の名称

2024年JAF中国ジムカーナ選手権 第_戦
2024年JMRC中国ジムカーナチャンピオンシリーズ 第_戦
2024年JMRC全国オールスター選抜 第_戦
2024年JMRC中国フレッシュマンシリーズ 第_戦
競技会の名称 _____

○競技種目 ジムカーナ

○競技の格式 JAF公認：準国内競技、JAF公認番号 _____

○開催日程 2024年__月__日（ ）

○競技会開催場所（コース公認No. _____ - I - _____）

名称： _____ 所在地： _____ TEL： _____

○オーガナイザー等

オーガナイザーの名称： _____ 代表者名： _____
所在地：〒 _____ TEL/FAX _____

○大会役員

大会会長： _____

○組織委員会（必ず3名以上で構成すること）

組織委員長： _____

組織委員： _____

組織委員： _____

○競技会主要役員

1) 競技会審査委員会（JMRC中国派遣を含め3名以内で構成すること）

競技会審査委員長： _____（JMRC中国派遣）

競技会審査委員： _____

2) 競技役員

競技長： _____

コース委員長： _____

計時委員長： _____

技術委員長： _____

パドック委員長： _____

救急委員長： _____

事務局長： _____

○参加申込および参加費用

1) 参加申込場所および問い合わせ先（大会事務局）

所在地：〒 _____

クラブ名： _____ 担当者名： _____

TEL・FAX _____

2) 参加受付期間：受付開始 2024年__月__日

締切日 2024年__月__日必着

3) 提出書類：JMRC中国共通参加申込用紙、車両申告書に必要事項を記入し署名のうえ、参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。

（中国地区共済およびスポーツ安全保険加入選手は共済IDナンバーの記入漏れのないこと）

4) 参加料： ¥ _____（参加料上限は選手権クラス：¥15,000・学生¥10,000、フレッシュマンクラス：¥11,000・学生¥7,000、オープンクラス：¥11,000・学生¥7,000、クローズドクラス¥8,000・学生¥5,000以下ただし全国JMRC共済非会員もしくは有効な保険未加入者は当日の保険料として¥1,000増しとする。学生は受付時に必ず学生証を提示すること。また、賞典外（オープン・クローズド）クラスを除き、参加料の内¥1,000をJMRC中国ジムカーナ部会へ納金し、シリーズ表彰等に充当する。）

5) その他： _____（入場料など有料の場合には全て記載）

○競技のタイムスケジュール

ゲートオープン： _____ [時刻を記載]

参加確認受付：_____ [時刻を記載]
公式車両検査：_____ [時刻を記載]
コースオープン：_____ [時刻を記載]
開 会 式：_____ [時刻を記載]
ドライバースプリーフィング：_____ [時刻を記載]
第 1 ヒート：_____ [時刻を記載]
コースオープン：(第1ヒート終了後 分間)
第 2 ヒート：(第1ヒート終了 分後)
表彰式(閉会式)：(第2ヒート終了 分後)

○その他の事項

- 1) 慣熟走行(歩行)：[走行か歩行かを記載]
- 2) 第3条 クラス区分の明記
- 3) 出走順の明記(基本：T28→RC→R2→R4→PN2→PN3→BC2→BC3→F→FAT→CL→OP) ※ 変更なき場合は記述不要
- 4) 賞典：国内競技規則4-8 19) に基づく賞の明細

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条ならびに全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則(第2章第2条4)に従う。

第3条 クラス区分

【 JAF中国ジムカーナ選手権・JMRC中国チャンピオンシリーズ 】

T28クラス：UTQG表示のトレッドウェア280以上のタイヤを装着した気筒容積区分なしのPN・AE・SA・B車両

※ タイヤの刻印(TREADWEAR)にて確認出来なくてはならない。刻印がない場合は出走できないので注意すること。

また刻印はホワイトレターマーキング等でタイヤチェック時にすぐわかるようしておくことを推奨する

RCクラス：軽自動車のPN・AE・B車両および気筒容積1500cc以下の2輪駆動(FF)のPN車両 ★

R2クラス：気筒容積区分なしの2輪駆動のPN・AE・SA・SAX・B・SC車両 ★

R4クラス：気筒容積区分なしの4輪駆動のPN・AE・SA・SAX・B・SC車両 ★

PN2クラス：気筒容積1500cc未満で2輪駆動(FF、FR)のPN車両(前輪駆動車はFIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2018年1月1日以降の車両、後輪駆動車はFIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月1日以降の車両) ☆

PN3クラス：気筒容積1500cc以上で2輪駆動(FF、FR)のPN車両(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月1日以降の車両) ☆

BC2クラス：気筒容積区分なしの2輪駆動のB・SC車両

BC3クラス：気筒容積区分なしの4輪駆動のB・SC車両、およびPN2クラス・PN3クラスに該当しないPN車両

(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月1日以降の車両)

【 JMRC中国フレッシュマンシリーズ 】(得点基準およびシリーズ表彰はJMRC中国チャンピオンシリーズに準ずる)

フレッシュマンシリーズ(JMRC中国ジムカーナシード選手は出場不可) ※ 慣熟走行1本+2ヒートの3回走行

Fクラス：気筒容積区分なしのP・PN・AE・SA・SAX・B・SC車両

FATクラス：オートマ限定免許で運転できるP・PN・AE・B車両およびEPB(電動パーキングブレーキ)装備のP・PN・AE・B車両

表彰対象外クラス(シリーズ表彰なし) ※ 慣熟走行なし

オープンクラス(OPクラス)：気筒容積および駆動方式区分なしのP・PN・AE・SA・SAX・B・SC車両(ライセンス所持者クラス)

クローズドクラス(CLクラス)：気筒容積および駆動方式区分なしのP・PN・AE・SA・SAX・B・SC車両(ライセンス取得用クラス)

★の記号のあるクラスが交換して使用できるタイヤはJMRC中国公式Webサイトで指定されているタイヤでなければならず、

ただし、指定タイヤは年度途中でも部会を経て適時変更される。指定タイヤを使用せず出走の場合、各ヒートのタイムに5秒加算される。

☆の記号のあるクラスは当該年の全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則(第2章第2条2)を適用する。

第4条 参加者および競技者(ドライバー)

- 1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証所持者でなければならず、ただし、競技者(ドライバー)は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技者(ドライバー)は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技者(ドライバー)許可証所持者でなければならず、
- 3) 前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1位に認定されたシードドライバーの参加は認められない。
- 4) 満18歳未満の競技者(ドライバー)は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 5) 競技者(ドライバー)は、本人に対する競技中の死亡に対して有効な保険に加入することを義務付ける。ただし、JMRC共済をこれに代えることができる。

第5条 シード選手(JMRC中国ジムカーナシード選手)

JMRC中国ジムカーナ部会は、過去10年以内に全日本ジムカーナ選手権シリーズ上位(1~6位)を獲得した選手、各地方選手権シリーズチャンピオンを獲得した選手をシード選手と認定する。また、2023年JMRC中国チャンピオンシリーズ上位(シリーズ表彰対象)選手を2024年シード選手として認定する。

第6条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一競技者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 2) 同一車両による重複参加は2名まで認められる。ただし、地方選手権対象外クラスはこの限りではない。

第7条 参加申し込み方法および参加受理

- 1) 所定の参加申し込み書類に参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。参加料は現金書留の他振り込み等も認められる。詳細は特別規則にて示す。

- 2) 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名（型式ではなく通称名：インテグラ・ランサー等）を入れること。
- 3) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申し込み者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合の参加料は返金される。なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加受理の可否は参加受理書の郵送にて通知するかJMRC中国公式Webサイトへの受理者一覧の掲載を行うことで通知する。また何らかの理由で不受理とした場合はオーガナイザーより参加者に対して不受理の連絡を行うものとする。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 6) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できないときは、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第8条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第9条 車両の変更

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条1および3に従う。

第10条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時に本統一規則第17条について検査を受けること。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査までに車両の左右に貼り付けること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章第32条2.に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 12) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第3章 競技に関する基準規則

第11条 競技コース

- 1) 競技コース（公式練習、公式予選を含む）は、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示された上、慣熟走行（歩行）までに公式通知として参加者に配付される。
- 2) 競技コース図に記載される事項は、以下の通りとする。
 - (1) スタート・走路・各審判員の判定場所（ポスト）
 - (2) 救急・レスキュー等の車両待機場所
 - (3) 技術委員長待機場所
 - (4) 重複参加者（Wエントリー）交代場所
 - (5) 停止線（パドック導入路前）
 - (6) 出走前のサービス可能な最終地点

第12条 ドライバースプリーフィング

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第26条に従う。

第13条 慣熟走行または慣熟歩行

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第28条に従う。

第14条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、ランニングスタートとする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会の承認のもとその内容を公式通知で示す。

第15条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第16条 一般安全規定

- 1) オープンカーは乗員保護のため4点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 2) スピードSA・SAX車両およびスピードSC車両には、適用車両規則に示した4点式以上の安全ベルトを装着すること。スピードP車両、スピードPN車両、スピードB車両およびスピードAE車両は、適用車両規則に示した4点式以上の安全ベルトの装着を強く推奨する。
- 3) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全開ししなければならない。
- 4) 競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は最終行とし、ウォームアップランおよびブレーキテストなどを禁止する。
- 5) ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せずに最終行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
- 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ（通称フマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 7) パドック内に燃料を保管する場合は、消火法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 8) パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備し、給油すること。

第17条 タイヤ

- 1) スピードSA・SAX車両のタイヤサイズは競技会場開催場所内に限り自由とし、当該年のJAF国内競技車両規則第3編第5章スピードSA車両規定第8条8.1.1)④～⑩を除き、当該条項ならびに、8.2.1)①の適用を免除する。また、スピードSC車両のタイヤは、公道走行の許されている一般市販タイヤとし、競技用タイヤは使用しないこと。
- 2) 競技中の電動の振動系工具（マルチツール）や手動工具（ヤスリ）等を用いたタイヤカスの除去は認められる。但し、作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を利用してタイヤを回転させながらの作業や、タイヤを車体に付けたままジャッキアップした状態での作業は禁止する。また電動の回転系工具（電動カンナ、グラインダー）やヒートガンの使用は禁止する。

第18条 「再出走」と「同一車両による重複参加」による作業

再出走と同一車両による同一クラスへの重複参加による作業は当該年の全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第3章第18条に従う。同一車両による別クラスへの参加の場合はこの限りではない。（同一車両が別クラスに参加の場合は当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第32条に従った作業、すなわちタイヤ交換すること等が可能）

第19条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ（地方選手権対象外クラス出場者は着用を強く推奨）、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは、当該年度JAF国内競技車両規則第4編付則の「スピード競技競技用ヘルメットに関する指導要項」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性はヘルメットに表示されるかまたは証明できなければならない。

第20条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に定められた信号によって伝達される。なお、灯火信号等の本統一規則に定めていないものを使用する場合は、バックアップ体制を含めて特別規則に記載される。

国旗またはクラブ旗： スタート合図

黄旗：パイロン移動および転倒、脱輪

黒旗：ミスコース

赤旗：危険あり直ちに停止せよ

緑旗：コースクリア

チェッカー旗：ゴール合図

第21条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要性が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時に全オブザーベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第22条 計時

- 1) 計時は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計時は、自動計測機器または2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測機器の場合は1/1000秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。万一、自動計測機器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイムもしくは別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。
- 3) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は結果成績表からその名前が削除される。

第23条 順位決定

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第24条 競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。

- 9) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第25条 審判員

- 1) 国内競技規則10-20に基づく審判員の判定は、本統一規則(第24条1)～9)とする。
- 2) 審判員の氏名は、公式プログラムまたは公式通知で示される。

第4章 抗議

第26条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明確にし、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定結果は、抗議者に宣告される。

第27条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第28条 競技会の延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第6章 儀典および賞典

第29条 儀典

- 1) オーガナイザーは、優秀な成績を収めた者の栄誉を称え、地方選手権競技会として相応しい設営と運営を行うこと。
- 2) 参加者および競技重転者は、オーガナイザーの指示に従い遅滞なく行動しなければならない。

第30条 賞典

- 1) JAF賞：JAF中国ジムカーナ選手権クラスの1位～3位に対してJAFメダルが授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第15条2. に従い当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞：オーガナイザーは当該競技会の特別規則に内容を記載すること。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものととして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第7章 参加者および競技重転者の遵守事項

第31条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、競技中に生じた事態についてJAFおよびオーガナイザーならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権にかかわるすべての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕うこと、飲酒はしてはならない。

第8章 本統一規則の解釈および施行

第32条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第33条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員への指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第34条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので各競技会参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその細則、FIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上

2024年JMRC中国ジムカーナシード選手一覧

JMRC 中国ジムカーナシード選手一覧 (2023年JMRC中国ジムカーナチャンピオンシリーズ入賞者)

武内 靖佳・西島 公一・渡部 峻佑
KAZUYA・TARO・石川 晃
石井 拓・影山 幸輝・乗本 佳樹・中本 信一・上程 恒夫
川上 智久・日高 洋・難波 信善
柏 昇吾・高屋 隆一・Tomohide・西村 優輝・宮川 弘基
内田 敦・池澤 亮太・松村 正吾・宮部 貴盛
藤井 雅裕・阿部 政博・岡 満香
佃 真治・藤木 誠・高橋 伸治

JMRC中国ジムカーナシード選手一覧 (過去10年以内の地方選手権チャンピオンおよび全日本シリーズ入賞者)

2013 中島 崇光・有田 光徳・迫谷 政則・広田 陽一・尾崎 佑・佃 真治・阿部 克裕・河村 晋一・田丸 伸也
2014 中本 信一・尾崎 佑・高屋 隆一・中島 崇光・松村 正吾・小林 規敏・松酒 英憲・河村 晋一・三宅 貴士 全日本:金本 辰也
2015 上程 恒夫・難波 信善・高屋 隆一・中島 崇光・松村 正吾・佃 真治・縄本 英男・原 和正 全日本:高屋 隆一・小林 規敏・金本 辰也
2016 内田 敦・廣岡 隆宗・高屋 隆一・松村 正吾・迫谷 政則・佃 真治・多田 淳・藤井 雅裕 全日本:小林 規敏・金本 辰也・河村 晋一・藤井 雅裕
2017 坂井 一弥・中本 信一・難波 信善・高屋 隆一・松村 正吾・迫谷 政則・佃 真治・多田 淳・原 和正 全日本:難波 真・小林 規敏・金本 辰也
2018 坂井 一弥・中本 信一・難波 信善・高屋 隆一・松村 正吾・佃 真治・多田 淳・原 和正 全日本:小林 規敏・井上 賢二・金本 辰也
2019 坂井 一弥・吉崎 太郎・難波 信善・山下 友秀・内田 敦・佃 真治・多田 淳・原 和正 全日本:小林 規敏
2020 坂井 一弥・中田 匠・丸岡 茂・高屋 隆一・内田 敦・吉崎 太郎・多田 淳・原 和正・難波 真 全日本:小林 規敏
2021 KAZUYA・尾崎 則夫・難波 信善・高屋 隆一・内田 敦・佃 真治・多田 淳・児玉 直弥 全日本:小林 規敏
2022 西島 公一・KAZUYA・宮部 貴盛・佃 真治・高屋 隆一・内田 敦・中田 匠・藤木 拓 全日本:小林 規敏・有田 光徳・藤井 雅裕
2023 武内靖佳・KAZUYA・石井拓・川上智久・柏 昇吾・内田敦・藤井 雅裕・佃 真治 全日本:小林 規敏・柏 昇吾・中田 匠・藤井 雅裕